

1、夫の過労死

- ・夫は、和歌山県内の介護老人福祉施設の事務管理室室長として会計が主な仕事。
- ・2010年10月、残業中、脳動脈瘤破裂によるくも膜下出血で倒れ、救急搬送され、7日後に死亡。49歳。

2、夫の働き方について

- ・前の会社でも、会計業務を行っていた。
- ・会計全般ができる人を探していた法人に、夫が就職。
- ・2003年、年明けから、保育所を経営していた法人が老人施設を開業するため、準備段階から携わることになった。
- ・亡くなる4～5年前から休日出勤がほぼ毎週。(本来は日曜日と月曜日が休日) 帰宅時間は、毎日午後11時～12時ころ。日付が変わることも度々。
⇒約8年で力尽きる。

- ・特別養護老人ホームを開業後、デーサービス、ケアハウス、グループホーム、と次々開業し、訪問看護、訪問介護まで手がけた。
- ・一時期、保育所が会計問題を起こし、元保護者への返金作業も長期間加わっていた。
- ・様々な施設を開業し、職員が増加し、業務の増加や問題に向き合っていた。
- ・現場は、常に人手不足
⇒送迎などの現場の仕事や雑用も増加

「現場職員が仕事での相談を僕に聞いてほしいと、言われたので話を聞かないと」
残業や宿直時に利用者からの相談ごとに応えていた。

「夜になると、ケアハウスのお年寄りが不安になり、小池さんと話したいと言って電話をかけてくる」

- ・亡くなる前の約1年の間に2名の女性事務員が辞職したが、法人は適切な人員を補充しなかった。
- ・経営難になると、上司による夫への責任転嫁が始まり、嫌がらせを受けるようになった。
一人で、休日に、夏祭り前の草刈りやデーサービス浴室のカビ取り
⇒介護保険請求(施設の主な収入源)が加わる⇒夫の不安
8か月後に亡くなる。

3、労働基準監督署へ

- ・働きぶりから考え、原因は仕事ではないかと労災の申請。
- ・亡くなった2か月後、過労死110番に相談。
⇒弁護士、家族の会と出会う。
- ・2011年6月、労働基準監督署で労災認定(夫のパソコン、警備記録等から)

⇒過重な時間外労働の他、宿直時にはほとんど寝ないで溜まった仕事を行っていたことが判明。(通常勤務に加え、毎週の休日出勤と宿直勤務は月に4回～6回程)

4、民事裁判へ

- ・2011年11月、法人、直属の上司の理事長と施設長に謝罪を問い合わせる。
⇒相手側から法的な判断を求める回答
- ・2012年、原因究明と責任追及のために、和歌山地裁へ提訴
(被告は、社会福祉法人・理事長・施設長)
施設側は、夫が管理監督者であると主張、家庭でのストレスが原因などと反論
- ・2015年、和歌山地裁勝訴判決
 ➡亡くなる4か月間で月に約90時間～約150時間の時間外労働を認定
 夫を管理監督者とは認めず、夫の過失はなく、被告の安全配慮義務違反を認定
⇒被告が控訴
- ・2016年、大阪高裁で和解
*和歌山地裁判決を認めたとえ、夫への感謝、私たち家族への謝罪、再発防止に努めるなどとした和解条項の書面を交わす。
これらの他、施設が葬儀後行った私達遺族への発症時の説明が虚偽であったこと。
夫が不適切会計を行ったと主張していたが、そのような事実がなかったことの2点が異例の加筆
和解条項をそれぞれの施設で職員に向けて張り出すことを約束
⇒夫の名誉回復
(書面上の謝罪で、私達への直接的な謝罪は行わなかった。どのように発症したのかもいまだに真実は明らかではない。)

5、なぜ、過労死しなければならなかったのか。

- ・介護の現場は、他業種と比べ、賃金が低い、重労働
 辞職する職員が多い⇒慢性的な人手不足
- ・地方での老人施設
- ・経営者の経営への考え方 ➡常に夫の悩み
 福祉法人施設長資格講習会
 社会的責任について
- ・「できる人」へ仕事が集中
- ・夫は、施設・利用者のためにと、やりがいを感じながら自分の大切な時間を割き、法人は、夫の命の時間を搾取することで、利益を取得

6、過労死遺族の思い

- ・過労死遺族は、どうにかして命を助けることはできなかったのかと自問自答している。
- ・雇用する側は、一人の人間を雇用したつもりかも
 一方、家庭では唯一の父であり、夫である。また、育て上げた両親の思いは計り知れない。

過労死は亡くなった人の人生だけではなく、多くの人の人生を狂わせる

➡雇用する側の責任は重大

- ・「過労死」は、長い間、日本での大きな社会問題であったはずだが、雇う側に意識が薄いことが問題、働く者も問題意識を持つことが重要
- ・働き方や過労死について正しい知識を身につける。➡命を守ることに繋がる。

家族の会は、過労死等防止対策推進法の下、

厚労省が各都道府県で行っている過労死等防止啓発推進シンポジウムへの参加・発言、
中学校・高等学校・大学・専門学校で行っている啓発授業への講師。

遺族の願い「大切な人の死を無駄にしたくない」

「過労死が無くなってほしい」